

臓器提供意思表示カードの個別事例についての論点整理

1 意思表示の内容が不明確であるもの

(1) 脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思が明らかでないとされたもの

脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思の表示は法律上求められている要件であり、これらの要件を満たすことが必要。

A-1 番号1に○なし 65件(61.9%)

↓『該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい』

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 腎臓 脾臓 脳 小腸 眼球 その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓 脾臓 眼球 その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移木直太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

① 番号1に○がないことにより、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思が書面により表示されているとはいえないのではないか。

② 番号1に○はないが、提供したい臓器を○で囲んでいることから、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられ、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されているといえるのではないか。

A-2 番号、臓器とともに○がなく、その他の括弧内に「全部」等記載 3件

(2.9%)

↓ 《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全臓器)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 2004年 1月 1日

本人署名(自筆)： 移植 太郎

家族署名(自筆)： _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

↓ 《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全臓器)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 2004年 1月 1日

本人署名(自筆)： 移植 太郎

家族署名(自筆)： _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- ① 番号及び臓器に○がないことから、脳死判定に従う意思及び臓器提供の意思表示が表
示されておらず、かつ提供臓器が表示されていないのではないか。
 - ② 提供したい臓器が「全て」であるか、提供したくない臓器が「全て」であるのか、分
からないのではないか。
- ③ 提供したい臓器については「全部」又は「全臓器提供」ということで明らかにな
っていることから、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、
提供したい臓器が明確に示されていると考えられ、脳死判定に従う意思及び臓器提
供を行う意思は書面により表示されているといえるのではないか。

B 番号1及び3に○ 8件(7.6%)

【該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい】

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。
 心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。
 腎臓 脾臓 眼球 その他()
- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 / 日

本人署名(自筆): 伊藤 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- 番号1及び3に○があることにより、1 脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意
思表示がされているのか、3 臓器を提供しないという意思表示がされているのか、判
断できないのではないか。

C 番号3に○と×の両方記載 1件(1.0%)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
(×をつけた臓器は提供しません)

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。
腎臓 脾臓 眼球 その他()
(×をつけた臓器は提供しません)

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 稲多直太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- ① 番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されているものの、番号3に○と×の両方が記載されていることにより、「臓器を提供しない」という意思表示がされているのか、「臓器を提供しない」という意思表示がされているのかが明らかでないのではないか。

- ② 番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていることから、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが適当ではないか。

【想定例】

※1 番号1に○と×の両方記載

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
(×をつけた臓器は提供しません)

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。
腎臓 脾臓 眼球 その他()
(×をつけた臓器は提供しません)

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 稲多直太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- 番号1に○と×の両方が記載されていることにより、「臓器を提供したい」という意思表示がされているのか、「臓器を提供しない」という意思表示が否定されているのかが明らかでないのではないか。

(2) 提供する臓器が明らかになつていないとされたもの

提供を希望する臓器と提供を希望しない臓器があるという考え方から、意思表示カードにおいては、提供を希望する臓器の種別を明らかにする様式となっている。

D 番号1に○があるものの臓器に○なし 20件(19.0%)

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 2004年1月1日

本人署名(自筆)： 今井 憲太郎

家族署名(自筆)： _____

(可能であれば、この意思表示カードをもつていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- ① 提供する臓器に関する意思表示が行われていないことから、提供したい臓器が不明であり、臓器提供に関する意思表示として不完全なのではないか。
- ② 提供を希望する臓器の意思表示は、法律上求められている「臓器を提供する意思表示」の内容を補完するものであると考えられるため、番号1に○があることにより、脳死判定に従い、臓器を提供するという意思表示がされているが、提供したい臓器が明らかでないので、家族等の証言により、提供したい臓器が明らかな場合のみ、当該臓器を提供するという取扱いができるのではないか。
※提供臓器に関する家族等の証言について、「本人意思の忖度」に該当しないか。
- ③ 提供を希望する臓器の意思表示は、法律上求められている「臓器を提供する意思表示」の内容を補完するものであると考えられるため、番号1に○があることにより、脳死判定に従い、脳死後に記載されている臓器（心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球）を提供するという意思表示がされているといえるのではないか。

2 書面の有効性が確認できないもの

(1) 本人の意思表示であるかを判断できないとされたもの

法律では、死亡した者が生存中に脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思の表示を要件としていることから、本人が生存中に行った意思表示であるということが明らかであることが必要。

E 本人署名と家族署名の記載が逆 2件(1.9%)

↓ 《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓(肺) 肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年1月1日

本人署名(自筆): 移植花子

家族署名(自筆): 移植太郎

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- ① 臓器提供及び脳死判定に係る本人の意思表示なのか、家族の意思表示であるかが明らかでないのではないか。
- ② 署名した家族以外の第三者の証言により本人の意思表示であることが明らかである場合には有効として取り扱って良いのではないか。
※第三者の証言について、「本人意思の忖度」に該当しないか。

【想定例】

※2 署名年月日と本人署名がない場合

↓(該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓 脾臓 眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日：_____年_____月_____日

本人署名(自筆)：_____

家族署名(自筆)：_____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

※3 署名年月日があり本人署名がない場合

↓(該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓 脾臓 眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日：2004年1月1日

本人署名(自筆)：_____

家族署名(自筆)：_____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- 本人の生存中の意思表示であることを確認できないのではないか。

(2) 意思表示カードが矛盾のある書面になっていると判断されたもの

書面による意思表示は有効なものであるためには、意思表示カードの書面が矛盾のないものになっていることが必要。

F 署名年月日がありえない日付になっている。 5件(4.8%)

F-1 署名年月日が法律施行前 5件(4.8%) (うち1件は生年月日を記載)

- 《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》
1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1996年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 木村直太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

- 《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》
1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1970年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 木村直太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- ① 法律施行前に行われた臓器提供に関する意思表示は、有効なものとはいえないのではないか。
- ② カードの発行日以降に意思表示カードの記入が行われたことは自明であるので、カードの記入時期はカードの発行日以降として取り扱って良いのではないか。また、施行日前の日付が表示されている場合については、公布日以降も当該意思を有していると取り扱って良いのではないか。

F-2 新様式カードに新様式カードが発行される以前の期日を記載

(例：新様式カードに旧様式カードの日付を転写したような場合)

『該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい』

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 1998年 / 月 / 日
本人署名(自筆)： 移植大臣
家族署名(自筆)： _____

(論点)

① 当該カードが配布される以前に本人が意思表示を行ったという事実関係になることから、意思表示カードが矛盾のある書面になっているのではないか。

② カードの発行日以降に意思表示カードの記入が行われたことは自明であるので、カードの記入時期はカードの発行日以降として取り扱って良いのではないか。

【想定例】

※ 4 署名年月日がなく本人署名のみがある場合

『該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい』

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 移植大臣
家族署名(自筆)： _____

(論点)

① 署名年月日がないため、いつの時点の意思表示か不明であり、生存中に当該意思表示があったと確認できないのではないか。

② カードの発行日以降に意思表示カードの記入が行われたことは自明であるので、カードの記入時期はカードの発行日以降として取り扱って良いのではないか。

3 その他

G 本人署名のみ記載 1件(1.0%)

↓『該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい』

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心・臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 大久保直太郎

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(論点)

- ・ 臓器提供についての本人の意思表示は不明といえる。

臓器提供意思表示カードの変遷

第1回臓器提供意思表示カード
に関する作業班
(H. 16. 10. 14)
資料 4

① 平成 8 年 6 月作成

- ・ 日本腎臓移植ネットワーク発行
- ・ 心臓停止後の腎臓提供意思のみ

表

裏

(社)日本腎臓移植ネットワーク



●意思表示カード●

私は、死後、
移植のために以下の臓器を提供します。
腎臓 (どちらかに印をつけてください)
移植のために臓器を提供しません。

その他コメントがあれば
お書き下さい：

署名年月日 年 月 日

署名(自署)
生年月日 年 月 日
電話番号 () -

献腎情報は 0120-22-0149 へ

② 平成 9 年 6 月作成

- ・ 意思表示カード普及委員会発行

表

裏

臓器提供意思表示カード



意思表示カード普及委員会
トナー情報用全国共通連絡先 0120-22-0149

《該当する番号を○で囲んで下さい。》

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肝臓・肺・脾臓・腎臓・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・脾臓・肺・角膜・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名下さい)

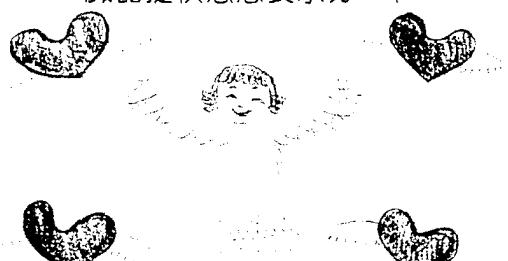
③ 平成 9 年 10 月作成

- ・ 日本臓器移植ネットワーク発行

表

裏

臓器提供意思表示カード



厚生省・(社)日本臓器移植ネットワーク
トナー情報用全国共通連絡先：0120 22 0149

《該当する 1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

臓器提供意思表示カードの変遷

④ 平成 9 年 10 月改訂

- 表面に「このカードは常に携帯してください」と追記

(表)

(裏)



《該当する 1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

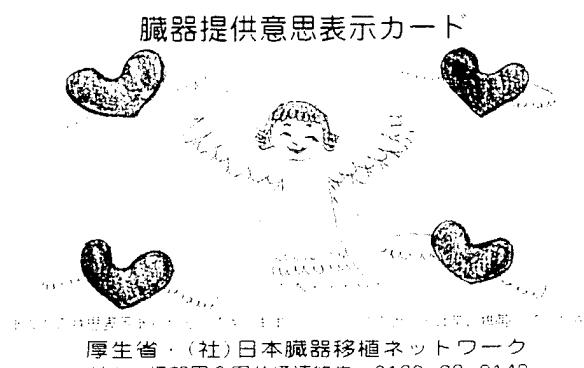
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

⑤ 平成 10 年 4 月改訂

- 数字を赤字に訂正
- 矢印を追加

(表)

(裏)



《該当する 1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

⑥ 平成 11 年 10 月改訂

- 1 に眼球を追加

(表)

(裏)



《該当する 1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

臓器提供意思表示カードの変遷

⑦ 平成 13 年 4 月改訂

- ・ 厚生省→厚生労働省に変更

表



裏

《該当する 1. 2. 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)